

○安芸市津波避難タワー条例

平成 26 年 3 月 24 日

条例第 7 号

(設置)

第 1 条 南海地震等により発生する津波から住民の生命と身体の安全を守るための避難施設として、安芸市津波避難タワー(以下「タワー」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 タワーの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
安芸市津波避難タワー1号	安芸市港町一丁目 674 番地 10
安芸市津波避難タワー2号	安芸市矢ノ丸三丁目 11 番地
安芸市津波避難タワー3号	安芸市本町五丁目 2200 番地 1
安芸市津波避難タワー4号	安芸市土居 1885 番地 1
安芸市津波避難タワー5号	安芸市川北甲 2043 番地 1
安芸市津波避難タワー6号	安芸市伊尾木 267 番地 1

(施設の使用)

第 3 条 タワーは、津波発生時における地域住民の避難施設として市長の許可なく使用に供するものとする。

2 平常時において、タワーは、避難施設としての用途を妨げない限度において、地域住民の防災訓練その他の防災に関する行事、地域活性化のための行事等の使用に供することができる。

3 前項の規定によりタワーを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

4 市長は、第 2 項の許可に際し、タワーの管理運営上必要な条件を付することができる。

5 タワーの使用料は、無料とする。

(使用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号の一に該当するときは、前条第 2 項の使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、備品等を棄損し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の活動に使用されると認めるとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、タワーの管理運営上支障があると認めるとき。

(使用許可の取消し等)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 3 条第 2 項の許可を受けた者に対し、当該許可を取り消し、又は行為の中止、原状の回復若しくはタワーからの退去を命ずることができる。

- (1) 災害の発生又はそのおそれがあるとき。
- (2) 前条各号の規定に該当するとき。

(原状回復)

第 6 条 使用者は、タワーの使用を終了したときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを代行し、その費用をその者から徴収する。

(損害賠償)

第 7 条 使用者は、故意又は過失によりタワーの建物、備品その他物件を破損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市長の認定に基づき賠償しなければならない。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 6 月 27 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 5 月 8 日条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 6 月 24 日条例第 31 号)

この条例は、公布の日から施行する。